

- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

(11) 退職者の再就職の状況

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに退職した者の再就職の状況は、次のとおりです。

区 分		平成25年度				
		平成25年度の退職者数	左のうち再就職した者	再就職先		
				民間企業等	地方公共団体	公共的団体等
知事部局	総 数	86人	31人	3人	13人	15人
	うち管理職	32人	17人	2人	3人	12人
企業局	総 数	1人	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
病院局	総 数	64人	33人	18人	—	15人
	うち管理職	5人	5人	3人	—	2人
教育委員会	総 数	211人	43人	—	37人	6人
	うち管理職	61人	15人	—	10人	5人
警察本部	総 数	73人	36人	5人	17人	14人
	うち管理職	14人	12人	3人	1人	8人
県議会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
監査委員	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
人事委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
選挙管理委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
海区漁業調整委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—

- (注) 1 死亡退職、失職、分限免職及び懲戒免職並びに国、他の地方公共団体等との人事交流のため退職する場合を除きます。
 2 「左のうち再就職した者」は、平成26年6月1日時点で届出があつた者の計です。
 3 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。
 4 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあつた職員です。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成25年度に行つた主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・ 全給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改定	平成26年4月1日
高齢層管理職の給与抑制措置	・ 55歳を超える行政職6級相当（課長級）以上の職員（医療職(1)の給料表が適用される職員及び再任用職員を除く。）に対する給料、地域手当等の支給に当たって、その月額額の1.5%に相当する額を減額	平成26年4月1日
管理職手当の見直し	・ 管理職手当の支給区分・月額の見直し	平成26年4月1日
災害派遣手当の支給対象拡大	・ 災害派遣手当の支給対象に、復興計画の作成等のため本県の区域に派遣された関係行政機関等の職員を追加	平成25年12月20日
特殊勤務手当の見直し	・ 困難折衝等業務手当の支給対象業務に、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者からの相談等の業務を追加	平成26年1月3日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
給与構造改革における経過措置額の廃止	・ 平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 ・ 廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ）	平成24年4月1日 （人事委員会勧告を受けて実施） （経過措置：平成25年3月31日まで）
海事職給料表の新設	・ 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） ・ 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 ・ 旅行手当の廃止	平成20年4月1日

初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 初任給の引上げ (行政職大卒の場合: 1級25号給[170,200円]→1級29号給[176,800円]) 50歳を超える職員は標準の昇給号給数を4号給(管理職層は3号給)から2号給(55歳を超える職員は2号給から1号給)に抑制 	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し 	平成23年4月1日
特殊勤務手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し 手当の廃止: 手当(訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等) 支給方法の変更(警察職員の作業手当等を月額から日額へ) 手当の減額(医療業務手当) 運転免許技能試験手当の廃止 	平成18年4月1日
その他の手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 へき地手当の支給率の引下げ(4/100~16/100→1/100~6/100) 特地勤務手当の廃止 	平成19年4月1日 平成18年4月1日 平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 行政職1~5級[1~3級]相当の水準まで引下げ(従来は行政職7級相当水準) 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級[3級]相当とする(他は1~3級[1~2級]相当)。 ※ [] は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。 	平成17年9月1日 (経過措置:平成23年3月31日まで)
退職手当の水準引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87(現行100分の104)に引下げ 平成20年度に給料月額減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止 	平成25年4月1日

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改革(給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等)を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成24年度 の人件費率
平成25年度	583,274人	341,992,427千円	8,683,823千円	92,696,693千円	27.1%	28.4%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

(3) 職員給与費の状況(平成25年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	10,441人	43,101,159千円	7,248,705千円	15,068,136千円	65,418,000千円	6,265千円

(注) 1 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 特記事項(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
給与改定により国の特例減額と同等以上に給与水準を抑制	<p>以下の措置により、国の特例減額と同等以上に給与水準が抑制されていることから、給料及び手当の新たな減額は不要と判断したため。</p> <ul style="list-style-type: none"> H25.1.1に△1.8%の給与改定を実施しており、改定を考慮するとラスパイレース指数は100を下回る。 期末・勤勉手当については、国の特例減額後の給料よりも低い水準の給料をその基礎とし、支給月数も国を下回っており、その結果、△10%の国の支給水準を下回る。 管理職手当については、給料の減額改定に伴って減額を実施している。

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)
平成25年度	333,577円	335,103円	△1,526円 (△0.46%)	—

(注) 「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与額です。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)
平成25年度	3.89月	3.90月	△0.01月	—

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(参考) 特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより、平成25年度の本県の支給月数は都道府県中41位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の 支給割合	国家公務員の 支給月数（改定後）
	改定前	改定後		
平成22年度	3.86月	3.90月	3.90月	3.95月
平成23年度	3.90月	据置	3.95月	3.95月
平成24年度	3.90月	据置	3.84月	3.95月
平成25年度	3.90月	据置	3.89月	3.95月

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成26年4月1日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。)

区分	一般行政職			警察職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	315,064円	382,449円 340,668円	43.1歳	303,595円	408,778円 327,810円	37.3歳	376,943円	414,749円 394,855円	44.5歳
都道府県平均	335,404円	419,973円	43.4歳	320,810円	461,749円	39.0歳	382,925円	442,634円	44.8歳
国	335,000円	408,472円	43.5歳	316,666円	367,707円	41.3歳	—	—	—

区分	小・中学校教育職			研究職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	370,011円	404,465円 386,614円	45.2歳	312,096円	363,089円 335,797円	41.1歳	447,924円	938,419円 824,618円	42.9歳
都道府県平均	368,668円	421,787円	43.7歳	363,134円	432,533円	43.6歳	458,126円	947,159円	44.6歳
国	—	—	—	405,524円	553,545円	45.3歳	489,213円	815,422円	50.4歳

区分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海 事 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	287,091円	328,625円 304,669円	40.7歳	289,455円	341,964円 302,877円	40.1歳	307,546円	356,705円 334,195円	39.1歳
都道府県平均	327,218円	389,688円	42.1歳	317,702円	391,056円	40.5歳	—	—	—
国	307,143円	347,466円	44.9歳	315,397円	345,048円	46.3歳	—	—	—

区分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（時間外勤務手当等を含まない額）	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A/B（参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	296,550円	326,119円	310,462円	49.6歳	166人	—	—	—	—	—	—
用務員	289,225円	313,154円	301,709円	46.9歳	32人	199.3千円	54.3歳	1.57	4,877.1千円	2,747.0千円	1.78
自動車運転手	297,858円	333,522円	315,308円	49.5歳	50人	226.6千円	53.6歳	1.47	5,212.5千円	3,213.4千円	1.62
守衛	313,700円	345,102円	327,950円	53.5歳	6人	184.4千円	55.5歳	1.87	5,425.4千円	2,510.8千円	2.16
その他	297,397円	325,232円	309,602円	50.5歳	78人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	333,270円	388,918円	—	50.6歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3 平均給料月額、平均給与月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
4 平均給与月額（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
5 都道府県平均の数值は平成25年4月1日現在、国の数值は平成26年1月15日現在のものです。
6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成23年～25年の平均）。
7 現業職の職種については、用務員、自動車運転手、守衛はそれぞれ賃金構造基本統計調査における「用務員」、「自家用自動車運転手」、「守衛」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。
8 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。